

# 愛知県母子保健計画について

## ○策定の背景

地域での計画的かつ効果的な母子保健対策の推進を図るため、市町村において策定してきたが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（平成 26 年 6 月 17 日付け）により都道府県においても「健やか親子 21（第 2 次）（計画期間：2015-2024）」の趣旨を踏まえ母子保健計画を策定するよう示された。

## ○基本的な考え方

・次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画である「あいち はぐみんプラン 2015-2019」に引き続き、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」に「母子保健計画」を盛り込む。

・「健やか親子 21（第 2 次）」で示された課題（3 つの基盤課題と 2 つの重点課題）を基本として策定。

基盤課題 A	切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策
基盤課題 B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
重点課題 1	育てにくさを感じる親に寄り添う支援
重点課題 2	妊娠期からの児童虐待防止対策

## 「あいち はぐみんプラン」における基本施策

- 1 キャリア教育の推進
- 2 就労支援
- 3 **思春期保健対策の充実**
- 4 結婚支援
- 5 **安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援**
- 6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 男女共同参画の推進
- 8 **妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実**
- 9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保
- 10 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充
- 11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援
- 12 **子どもの健康の確保**
- 13 学校教育の充実
- 14 青少年の育成
- 15 **児童虐待防止対策の推進**
- 16 社会的養育の体制整備
- 17 障害のある子どもへの支援
- 18 外国人の子どもへの支援
- 19 **子育てしやすい居住環境の整備**
- 20 安心できるまちづくりの推進
- 21 地域の多様な主体との協働推進
- 22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成
- 23 経済的支援の充実

## 愛知県母子保健計画としての取組

### 《3 思春期保健対策の充実》

- ・教育・保健・医療関係者の連携による正しい性知識の普及
- ・予期せぬ妊娠を防ぐための健康教育の実施
- ・性感染症や喫煙防止等の教育の推進

### 《5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援》

- ・女性健康支援センターにおける妊娠・出産に関する相談事業の実施
- ・予期せぬ妊娠の相談窓口の周知と関係機関との連携・支援
- ・妊孕力等の正しい知識の普及
- ・妊娠届出書の早期届け出と妊婦健康診査等の啓発
- ・市町村による妊娠早期からの支援と県による連携会議の開催
- ・妊婦の喫煙防止・飲酒対策推進のための支援
- ・不妊治療の費用の一部助成と不妊・不育専門相談センターでの相談事業の実施

### 《8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実》

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの充実
- ・乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業などの実施体制の充実への支援
- ・市町村による妊娠や子育てに不安を持つ家庭及び多胎育児家庭などへの支援の充実と県による支援従事者を対象とした研修会等の開催

### 《12 子どもの健康の確保》

- ・乳幼児健診の充実に向けた健診結果の分析・評価等の市町村支援
- ・市町村等関係職員に対する事例検討等や研修の実施

### 《15 児童虐待防止対策の推進》

- ・予期せぬ妊娠の相談窓口の周知・連携支援と妊娠・出産の知識の普及

- ・乳幼児の「泣き」や「揺さぶられ症候群」の予防啓発

- ・養育支援訪問事業関係職員の研修の実施

- ・乳幼児健診未受診者の把握と必要な家庭に対する支援

- ・児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実

### 《19 子育てしやすい居住環境の整備》

- ・年齢に応じた事故予防対策の普及啓発

## ◆取組の方向性

性を始めとする知識の普及や適切な相談支援を行うことで、思春期の心身の健康づくりに努める。

## ◆今後の取組

- 県は、各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、性に関する正しい知識の普及に努める。また、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる愛知県女性健康支援センターや県保健所を始めとした相談窓口の周知に努めるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐため、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産に関する健康教育を実施する。
- 県は、関係機関と連携し、エイズ予防の普及啓発活動や性教育、喫煙防止等の教育を推進するとともに、受動喫煙の防止を推進する。
- 県は、自殺予防のため、県内の大学生を対象とした出前講座及び大学教職員を対象とした研修を実施する。

## ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
学校等と連携して思春期教育を実施している市町村の数	40 市町 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)

## 5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援

## ◆取組の方向性

安心・安全に妊娠・出産できるよう、周産期医療を充実させ、妊婦が抱える不安や、不妊・不育への支援を充実させる。

## ◆今後の取組

- 県は、愛知県女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産に対する不安などに関する相談事業を実施する。
- 県は、予期せぬ妊娠をした場合に、悩みを一人で抱え込むことがないよう、愛知県女性健康支援センターや県保健所を始めとした相談窓口の周知を行うとともに、必要に応じて市町村や医療機関などの関係機関と連携し、適切な支援に努める。
- 県及び市町村は、若い世代に対して、年齢に伴い変化する女性の妊孕力（妊娠する力）や妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努める。
- 市町村は、様々な保健事業を活用して、妊娠届出書の早期の提出や妊婦健康診査の重要性を啓発する。県は、関係機関と連携して妊娠がわかった時の医療機関への早期受診等の啓発に努める。
- 市町村は、妊娠届出時に、妊婦が抱える不安等を把握し、妊娠早期から支援する。
- 市町村は、妊娠・出産期の心身の健康づくりを推進するため、妊娠届出等の保健事業を通じて、妊婦の喫煙防止対策や飲酒防止対策等に向けた啓発を行う。
- 県は、医療機関と市町村等の連携の強化を図るため、関係機関との連携会議を開催するなどの取組を実施する。
- 県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村が実施する妊婦の心身の健康づくりが推進されるよう、市町村を支援する。
- 県及び市町村は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要した費用の一部を助成する。
- 県は、愛知県不妊・不育専門相談センターにおいて、不妊・不育に悩む夫婦の相談を受け、治療等に関する情報提供を実施していくとともに、相談事業を周知する。

## 8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実

### ◆取組の方向性

必要な人に必要な情報や支援が届くよう、子育て世代包括支援センターの取組や子育て支援機関の連携を促進し、訪問支援の充実など、個々の家庭に寄り添った支援を実施する。

### ◆今後の取組

- 県は、妊婦や子育て家庭が身近な場所に相談でき、個別のニーズに応じて適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう、市町村の利用者支援事業の充実を支援する。
- 県は、国のニッポン一億総活躍プランを踏まえ、子育て世代包括支援センターの市町村における設置推進及び充実強化のための研修会などを実施する。市町村は、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的な相談支援を行う。
- 県は、市町村が母子健康手帳の交付時や乳児家庭を訪問する際に、個々の家庭に必要な支援の提供ができるよう、研修の実施や関係機関との連携会議を開催し、市町村を支援する。
- 全ての市町村において、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を継続して実施するとともに、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する養育支援訪問事業の実施体制が充実されるよう、県は、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかける。
- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努める。
- 県は、市町村において多胎妊婦や多胎育児家庭への相談支援等が充実されるよう、研修や会議等を活用して働きかける。

### ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
<u>子育て世代包括支援センターを設置している市町村数</u>	42 市町 (2019年10月)	全市町村 (54市町村)
<u>養育支援訪問事業を実施している市町村の数</u>	46 市町村 (2018年度)	全市町村 (54市町村)

## 12 子どもの健康の確保

### ◆取組の方向性

様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する。子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進する。

### ◆今後の取組

- 乳幼児健康診査は子どもの健康を確認し、育児の相談ができる機会であるため、市町村は、母子保健サービスの機会を子育て支援の場として充実させるよう努める。県は、乳幼児健康診査の結果を分析・評価するなど、母子保健サービスや子育て支援等の施策の充実が図られるよう、市町村を支援する。
- 県は、「体罰や暴言等によらない子育て」を進めるため、母子保健事業等の機会を活用し、リーフレット等により啓発に努める。
- 県は、県民の母子保健事業に対する様々なニーズに対応するため、事例検討や研修を通じて市町村や医療機関等関係職員の資質の向上を図る。
- 県は、子どもの基本的な生活習慣づくりを促すため、関係者との現状や課題の共有、研修開催による人材育成等の環境整備を継続し、健康教育や情報提供等の充実に向けて支援する。
- 県は、小児慢性特定疾病児等及びその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、家族からの相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、自立に向けた支援体制の充実や小児慢性特定疾病児に対する医療費助成を継続する。さらに、先天性代謝異常等検査を引き続き実施し、疾病の早期発見、早期治療の促進を図り、心身障害の予防・軽減に努める。

## 15 児童虐待防止対策の推進

### ◆取組の方向性

児童虐待相談に確実かつ迅速に対応していくため、児童相談センターや市町村の相談体制や機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進める。

### ◆今後の取組

- 県は、児童虐待防止医療ネットワーク事業の充実を図るため、県は、地域の中核的医療機関等の関係者による症例検討など、医療機関の児童虐待対応力の向上に努める。
- 県は、予期せぬ妊娠の相談に応じる窓口の周知を行い、必要に応じて関係機関と連携し、適切な支援に努めるとともに、学校等の関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する知識の普及に努める。
- 県は、市町村と連携し、乳児の「泣き」や揺さぶられ症候群について、母子健康手帳の交付時やパパママ教室、訪問時等での啓発に努める。
- 市町村は、妊娠届出時に妊婦の抱える不安を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎育児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努める。県は、市町村による養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉部門及び保健部門に対し、事例検討や研修等により働きかける。
- 乳幼児健康診査の未受診者については、児童虐待のハイリスクとなりやすいことから、市町村は、関係機関等と連携してその状況把握に努め、保護者が一人で悩まないよう、必要な家庭に対する支援を行う。県は、他の自治体の先進的な取組について情報提供を行うなど、市町村における未受診者対策が充実されるよう支援を行う。

### ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
<u>養育支援訪問事業を実施している市町村の数</u>	46 市町村 (2018 年度)	全市町村 (54 市町村)

## 19 子育てしやすい居住環境の整備

### ◆取組の方向性

子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進めるとともに、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援する。

### ◆今後の取組

- 市町村は、各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、乳幼児健康診査等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行う。県は、家庭内での安全確保について、市町村の先進的な取組について情報提供を行う。

### ◆5年後のあいちの姿（数値目標）

項目名	現況	目標
乳幼児の事故予防対策をしている家庭の割合	74.5% (2018 年度)	増加